



資料編

意識調査結果

1. 市民アンケート

(1) 対象者の属性

性 別

性別は、男性 39%、女性 60%（無回答 1%）となっています。

年 代

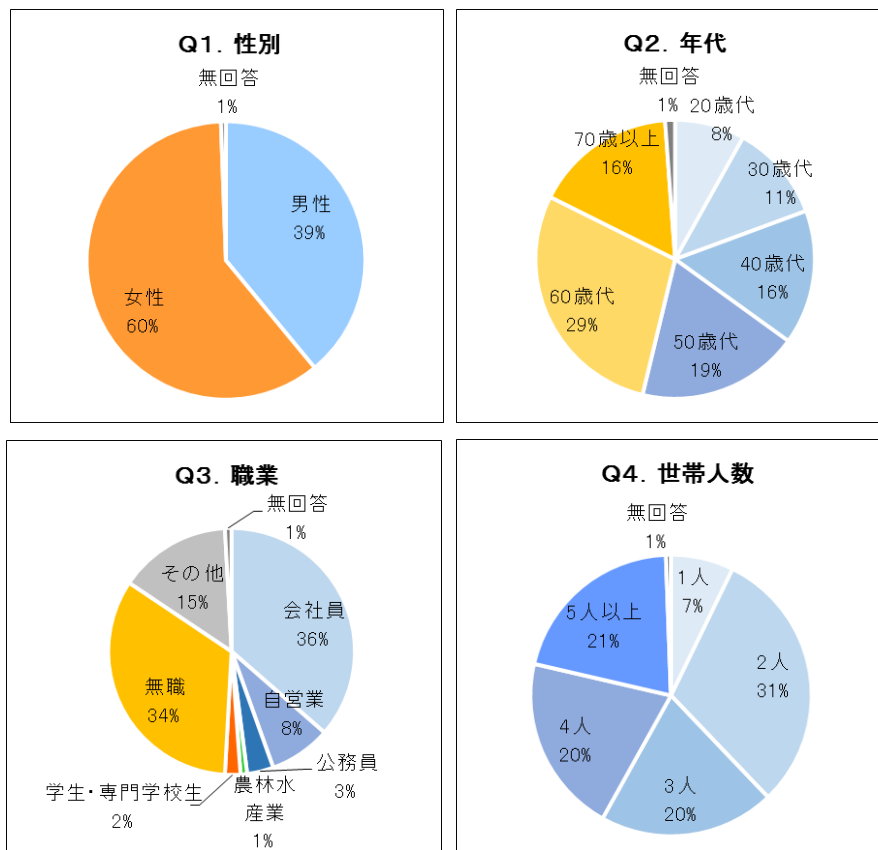
年代は、60 歳代が 29%と最も多く、60 歳以上の高齢者が 45%を占めています。

職 業

職業は、会社員が 36%と最も多く、次いで無職 34%、その他 15%となっています。「無職」は上記の「年代」で高齢者が多いことから定年退職者や主婦、「その他」はパートであることが想定されます。

世帯人数

世帯人数は、2 人が 31%と最も多く、3 人、4 人、5 人がそれぞれ約 20%となっています。上記の「年代」「職業」から、2人世帯は、高齢者の夫婦世帯が多いものと想定されます。

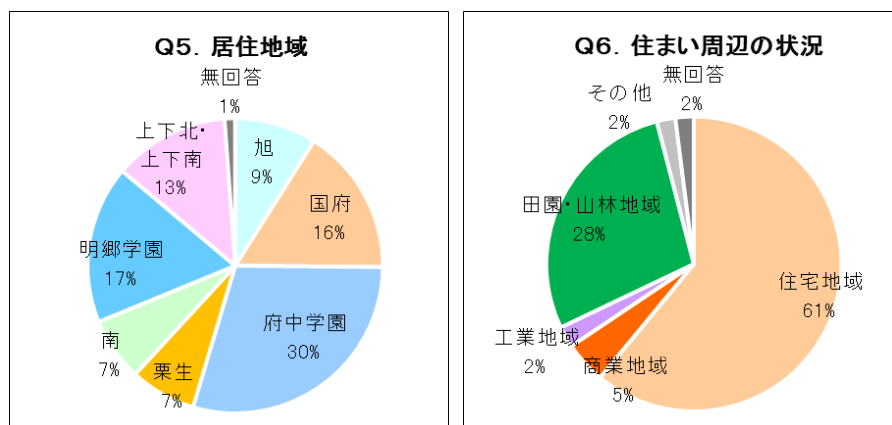


居住地域

居住地域は、府中学園が 30%と最も多く、次いで明郷学園 17%、国府 16%、上下北・上下南 13%となっています。

住まい周辺の状況

住まい周辺の状況は、住宅地域が 61%と最も多く、次いで田園・山林地域 28%となっています。

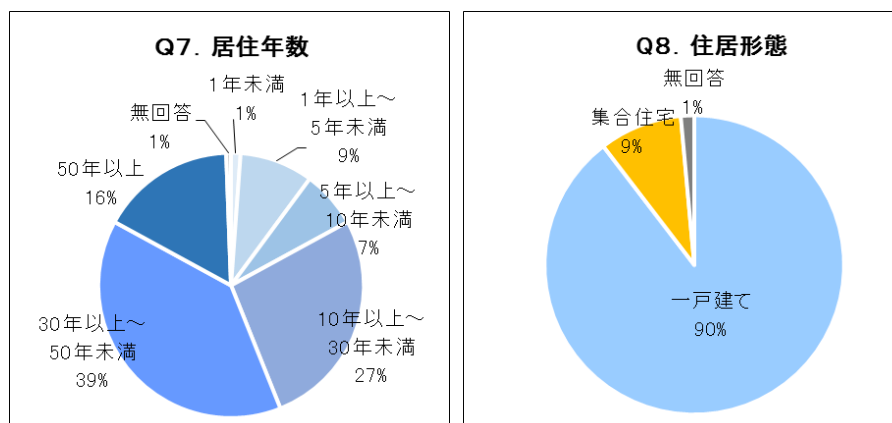


居住年数

居住年数は、30 年以上 50 年未満が 39%と最も多く、次いで 10 年以上 30 年未満が 27%となっています。本市に長く居住している市民が多いことがうかがえます。

住居形態

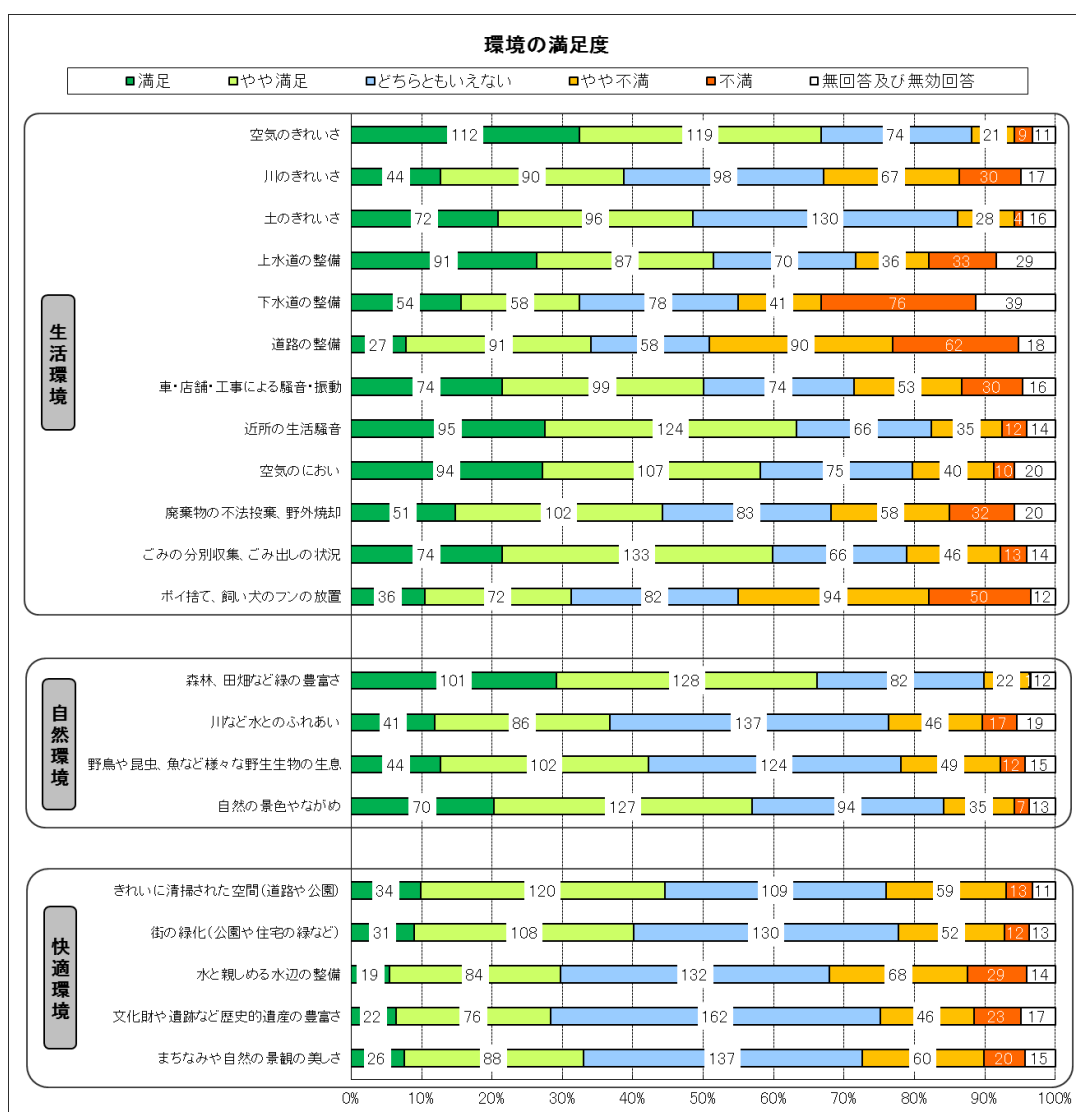
住居形態は、一戸建てが 90%を占め、アパートやマンション等の集合住宅は少なくなっています。



(2) 設問

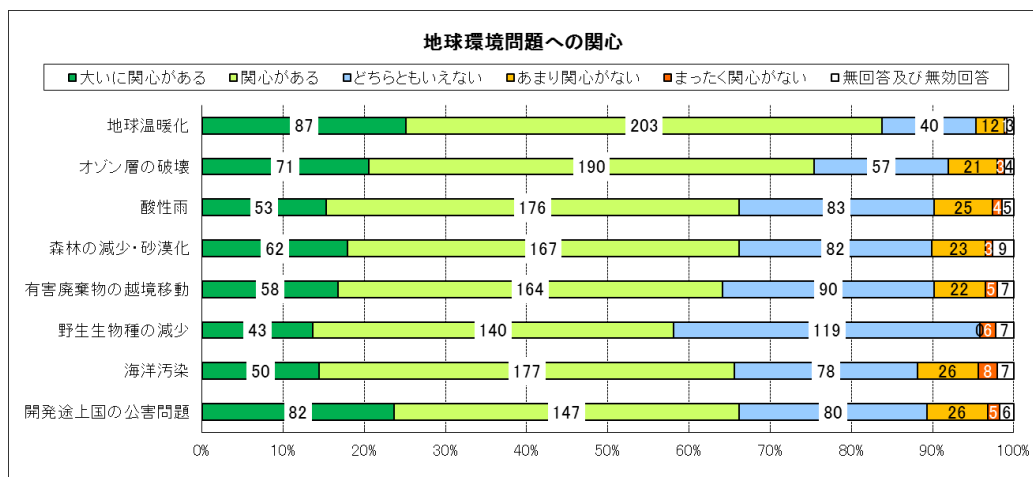
質問 1・2・3. 環境の満足度

- 生活環境、自然環境、快適環境の3つに大別した環境については、相対的に快適環境の満足度が低くなっていました。
- 全体として満足度が高かったものは、「空気のきれいさ」や「森林、田畑などの緑の豊富さ」、「近所の生活騒音」などで、逆に、満足度が低かったものは、「文化財や遺跡など歴史的遺産の豊富さ」や「水と親しめる水辺の整備」、などでした。
- 一方、全体として不満が多かったのは、「下水道の整備」や「道路の整備」、「ポイ捨て、飼い犬のフンの放置」などでした。
- きれいな空気や豊かな緑などの環境に満足している反面、歴史的資源や水とのふれあいに足りないものを感じ、下水道や道路の未整備、ポイ捨てや飼い犬のフンの放置に不満を持っていることがうかがわれます。



質問 4. 地球環境問題への関心

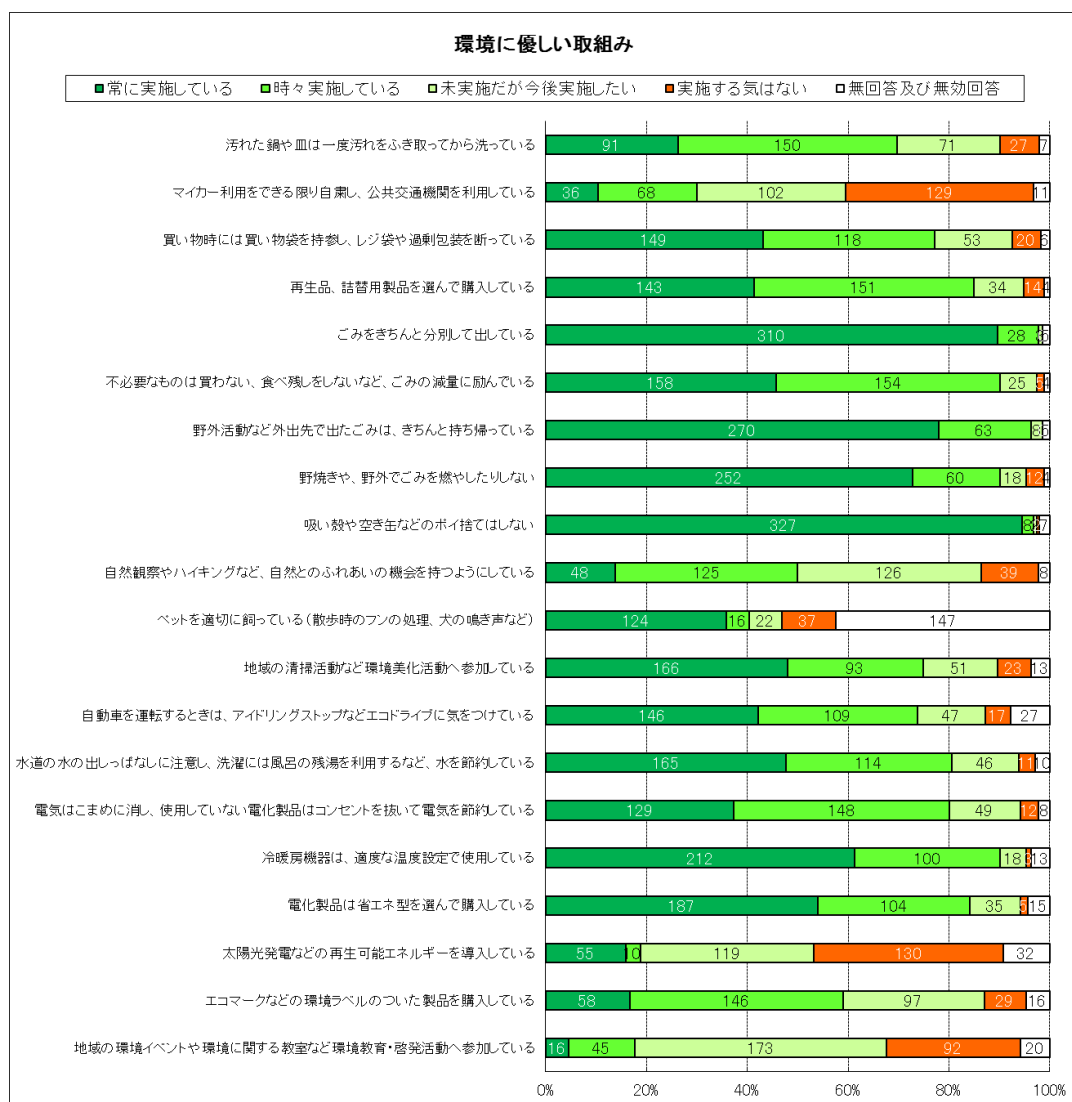
- 最も関心が高かったのは「地球温暖化」で、関心が低かったのは「野生生物種の減少」や「海洋汚染」でした。
- 「開発途上国の公害問題」は、「地球温暖化」に次いで「大いに関心がある」と答えた人の割合が高くなりました。



質問 5. 環境に優しい取り組み

- 「常に実施している」の回答が多かったものは、「吸い殻やごみなどのポイ捨てはしない」「ごみをきちんと分別して出している」で、これに次いで「野外活動など外出先で出たごみは、きちんと持ち帰っている」「野焼きや、野外でごみを燃やしたりしない」でした。ごみに関するマナーはよく守られていることがうかがえます。
- 一方、「実施する気はない」の回答が多かったものは、「太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入している」「マイカー利用をできる限り自粛し、徒歩や自転車、公共交通機関を利用している」「地域の環境イベントや環境に関する教室など環境教育・啓発活動へ参加している」などでした。
- 「地域の環境イベントや環境に関する教室など環境教育・啓発活動へ参加している」は、「常に実施している」の回答が最も少なく、「実施する気はない」が3番目に多かった半面、「未実施だが今後実施したい」の回答が最も多く、評価が分かれました。
- 「自然観察やハイキングなど、自然とのふれあいの機会を持つようにしている」と「エコマークなどの環境ラベルのついた製品を購入している」は、「常に実施している」の回答は少ないですが、「時々実施している」と「未実施だが今後実施したい」の回答が多く、潜在的な意欲が高いことがうかがえます。
- 「ペットを適切に飼っている（散歩時のフンの処理、犬の鳴声など）」は「無回答及び無効回答」が突出していますが、これはペットを飼わない人が多いことによるものです。
- ごみに関する取り組みはよく実践されていますが、再生可能エネルギーの導入やマ

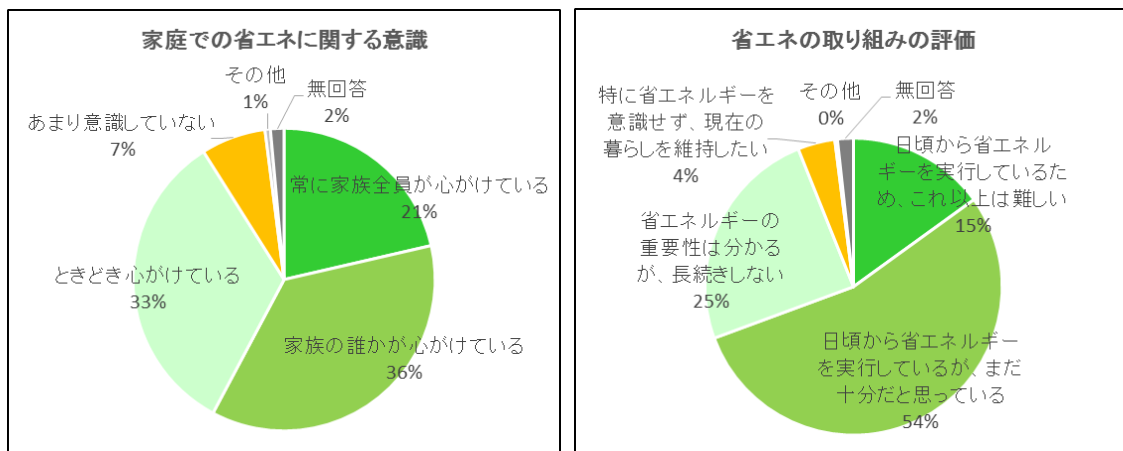
イカー利用の自粛は取り組み意欲が低くなっています。自然とのふれあいや環境配慮製品の購入は、潜在的な意欲が高いことがうかがえます。



質問6. 家庭での省エネ意識

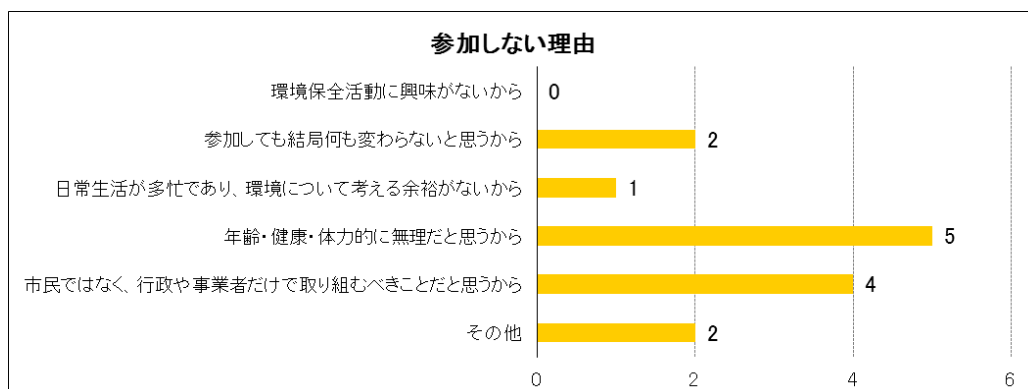
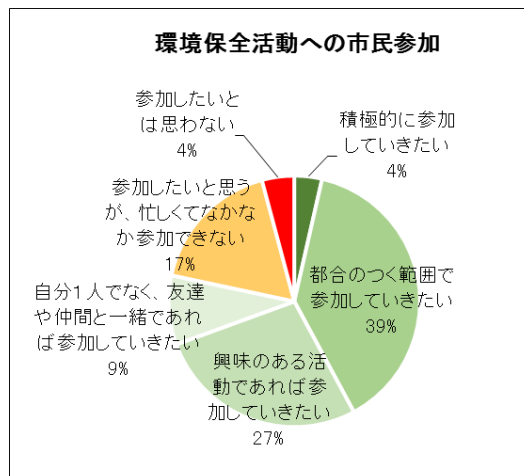
- 家庭での省エネは、「常に家族全員が心がけている」が21%、「家族の誰かが心がけている」が36%、「ときどき心がけている」が33%と、程度の差こそあれ、意識して取り組まれています。
- 自らの省エネの取り組みの評価は、「日頃から省エネルギーを実行しているが、まだ不十分だと思っている」が54%と最も多く、次いで「省エネルギーの重要性は分かるが、長続きしない」が25%で、取り組み意欲とともに率直な自己評価がうかがえます。
- 「日頃から省エネルギーを実行しているため、これ以上は難しい」という回答が15%ある一方、「特に省エネルギーを意識せず、現在の暮らしを維持したい」という回答

がわずかながら（4%）ありました。



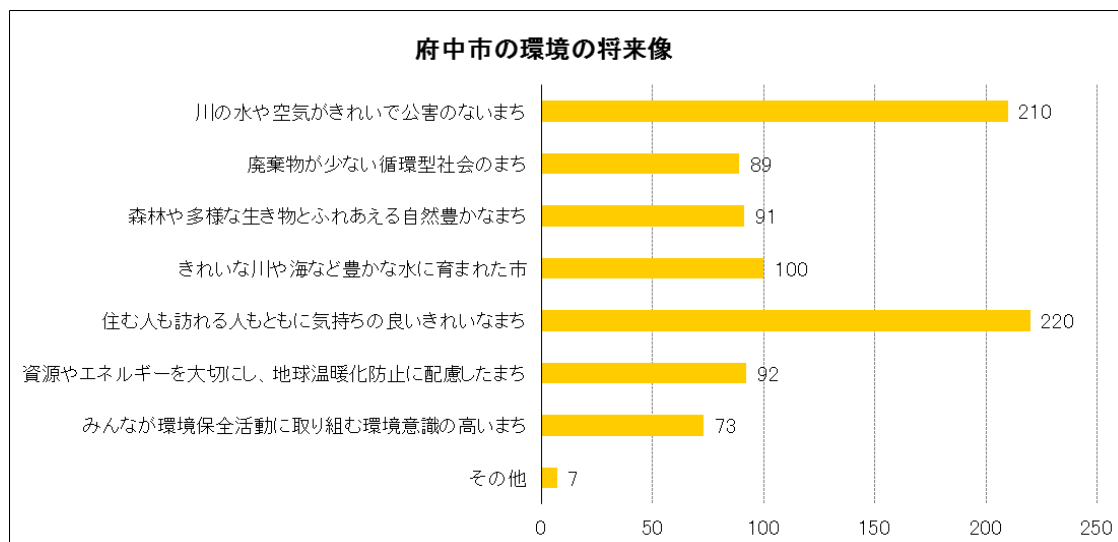
質問 7. 環境保全活動への市民参加

- 現実的に参加できるかどうかは別にして、何らかの参加の意思があると答えた人は96%にのびりました。
- 「参加したいとは思わない」と答えた人は4%（14人）いましたが、その理由で多かったのは、「年齢・健康・体力的に無理だと思うから」と「市民ではなく、行政や事業者が取り組むべきことだと思うから」でした。



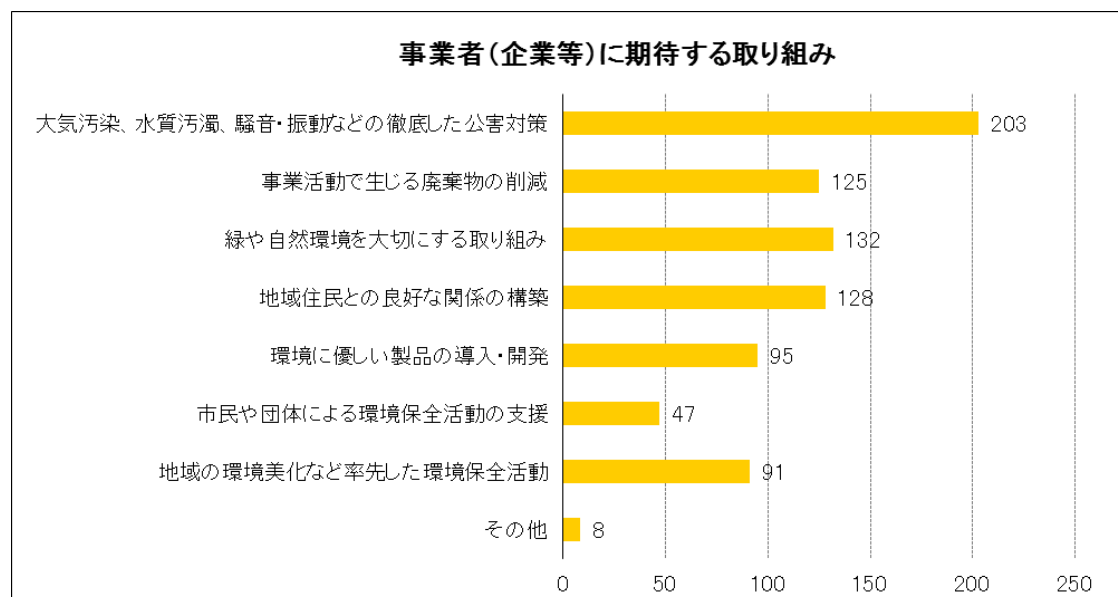
質問 8. 府中市の環境の将来像

- 「住む人も訪れる人もともに気持ちの良いきれいなまち」と「川の水や空気がきれいで公害のないまち」の回答が多くありました。
- 市民は快適で公害のない“きれいな”まちを望んでいるといえます。



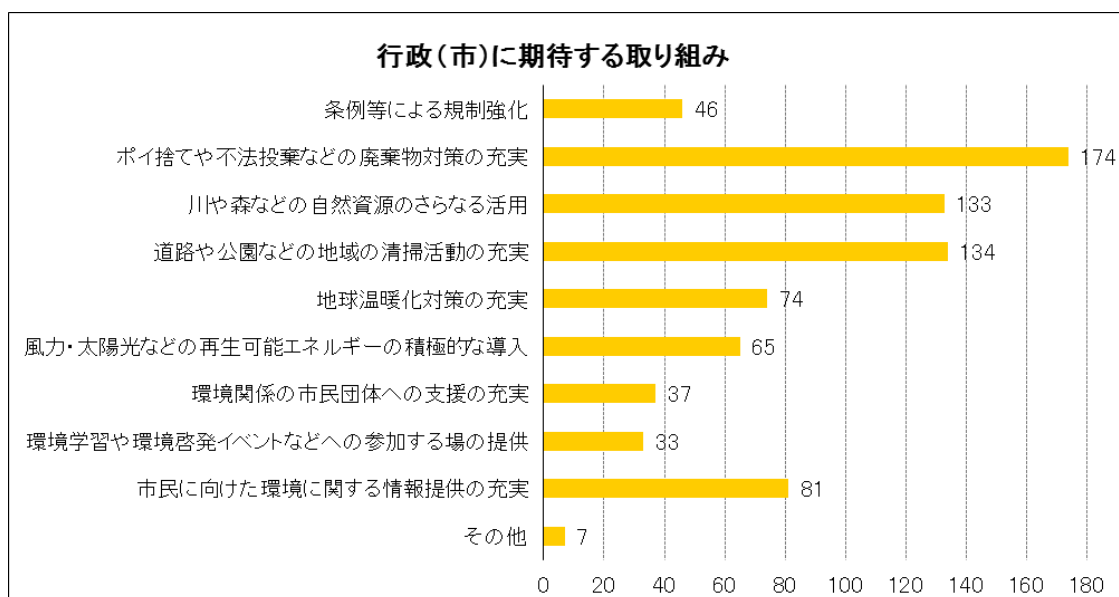
質問 9. 事業者（企業等）に期待する取り組み

- 「大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの徹底した公害対策」の回答が突出して多くあげられました。
- 前問とあわせ、工業都市・府中市にあって、市民は公害のないまちを強く望んでいるといえます。



質問１０．行政（市）に期待する取り組み

- 「ポイ捨てや不法投棄など廃棄物対策の充実」が最も多く、次いで「道路や公園などの地域の清掃活動の充実」、「川や森などの自然資源のさらなる活用」に意見が多く寄せられました。
- 一方、「環境学習や環境イベントなどへの参加する場の提供」や「市民に向けた環境に関する情報提供の充実」などの環境活動に関する要望は少ない結果となりました。
- 市民は行政に対し、ごみのないきれいなまちや、自然とふれあう場の整備を望んでいるようです。

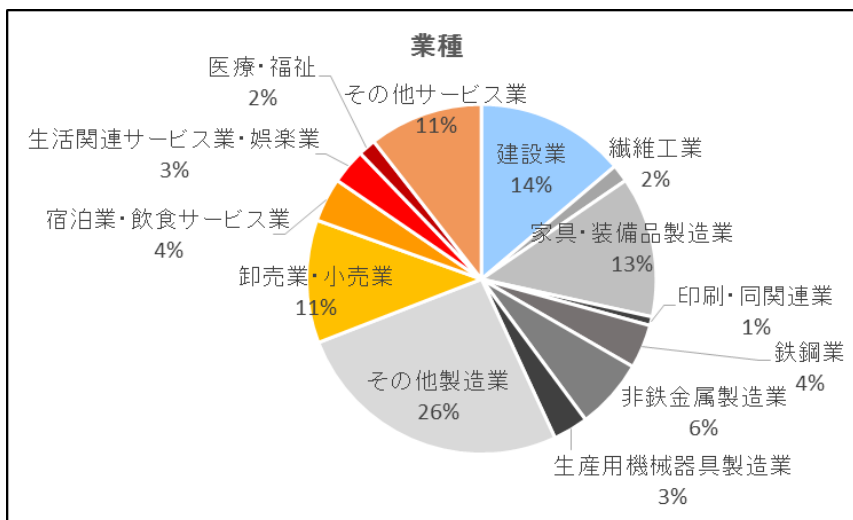


2. 事業者アンケート

(1) 対象者の属性

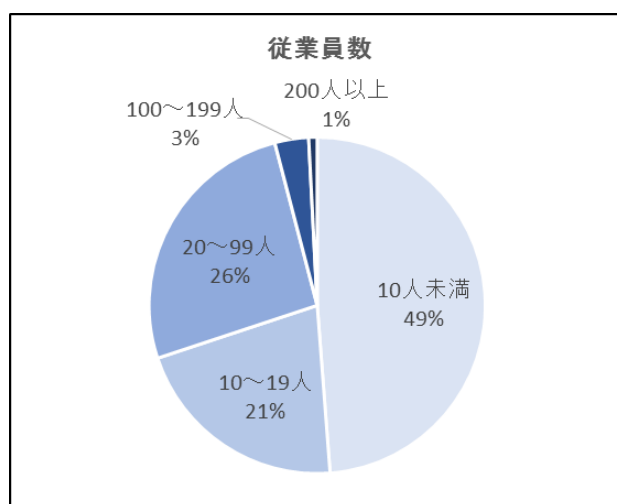
業 種

業種は、製造業が 55%を占め、「その他製造業」が 26%と最も多くなっています。



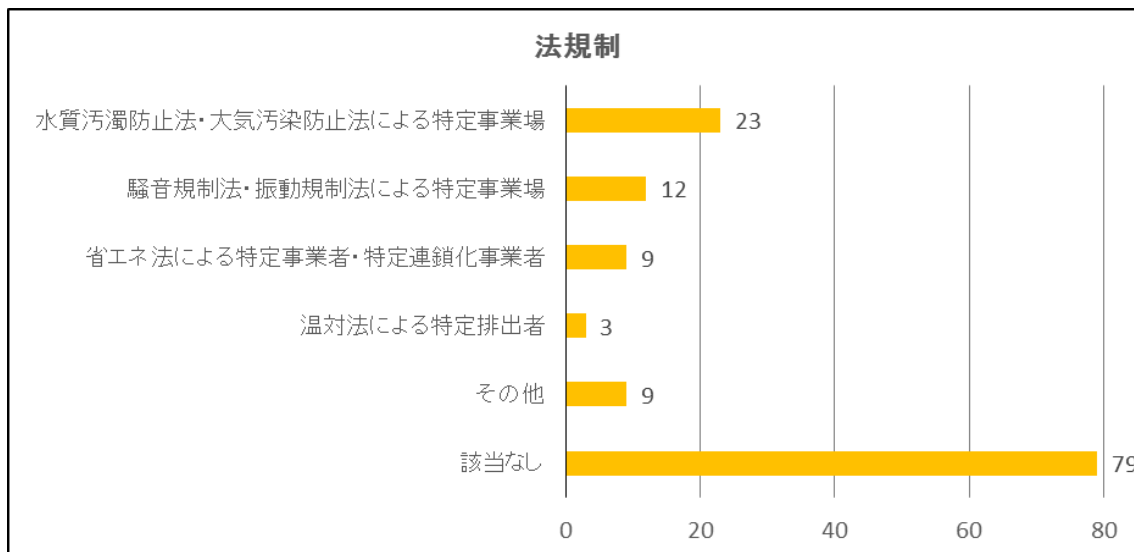
従業員数

従業員数は、10 人未満が 49%と最も多く、100 人以下が 96%を占めています。回答者は零細な事業所が中心で、工業都市・府中市を代表するような大きな企業からは回答を得られませんでした。



法規制

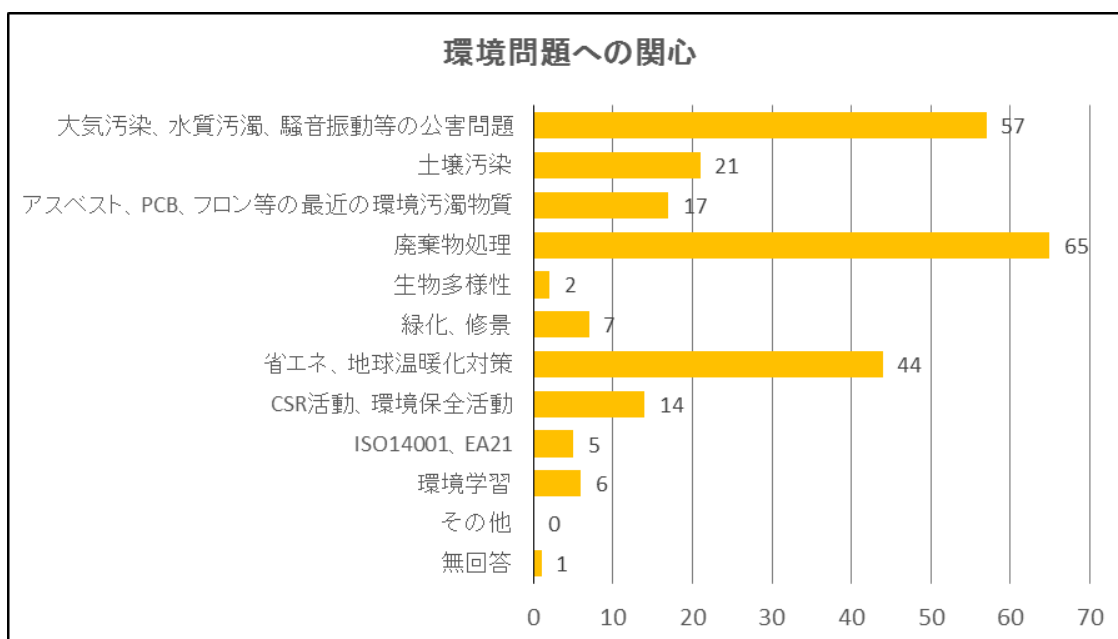
法規制は、「該当なし」が 79 件で、回答した 124 事業所の 64%を占めています。「水質汚濁防止法・大気汚染防止法による特定事業場」が 23 件と最も多く、「省エネ法による特定事業者・特定連鎖化事業者」「温対法による特定排出者」もそれぞれ 9 件、3 件ありました。



(2) 設問

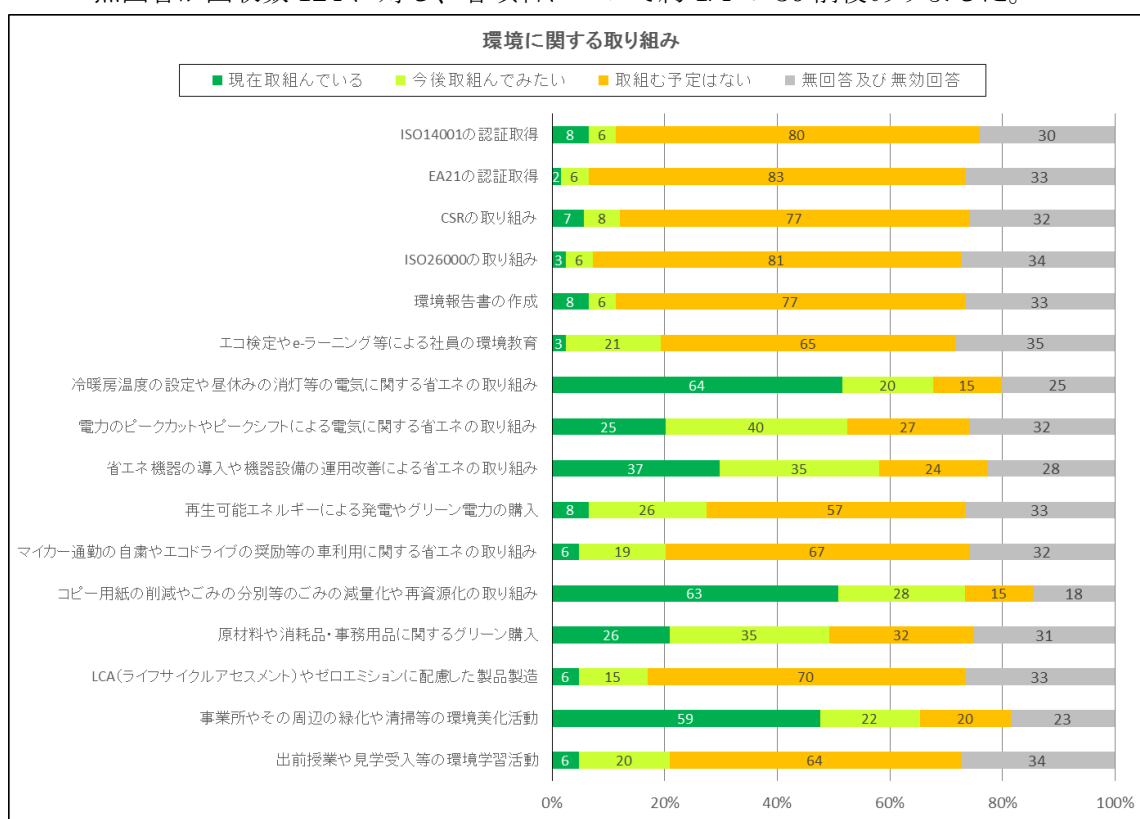
質問 1. 環境問題への関心

- 「廃棄物処理」が 65 件と最も多く、次いで「大気汚染、水質汚濁、騒音振動等の公害問題」が 57 件、「省エネ、地球温暖化対策」が 44 件で、この 3 項目の回答が突出しています。
- 「生物多様性」2 件、「ISO14001、EA21」5 件、「環境学習」6 件、「緑化、修景」7 件で、これらへの関心が薄くなっています。



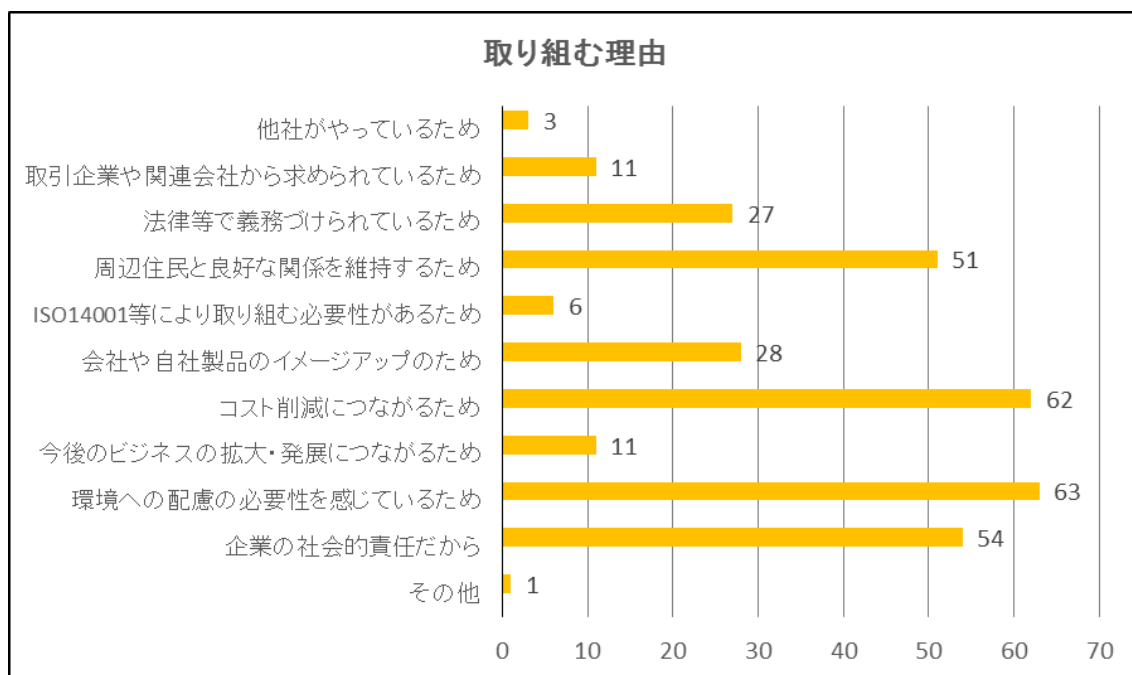
質問 2. 環境に関する取り組み

- 「現在取り組んでいる」の割合が多かったのが、手軽にできる省エネ、ごみ減量化・再資源化、環境美化活動などの身近な取り組みでした。
- 「今後取り組んでみたい」の割合が多かったのが、電力のピークカット・ピークシフト、省エネ機器の導入・機器設備の運用改善による省エネやグリーン購入でした。
- 「取り組む予定はない」の割合が多かったのが、各種マネジメントシステムの認証取得や CSR 活動、環境報告書の作成などのソフトな取り組みでした。
- 無回答が回収数 124 に対し、各項目について約 1/4 の 30 前後ありました。



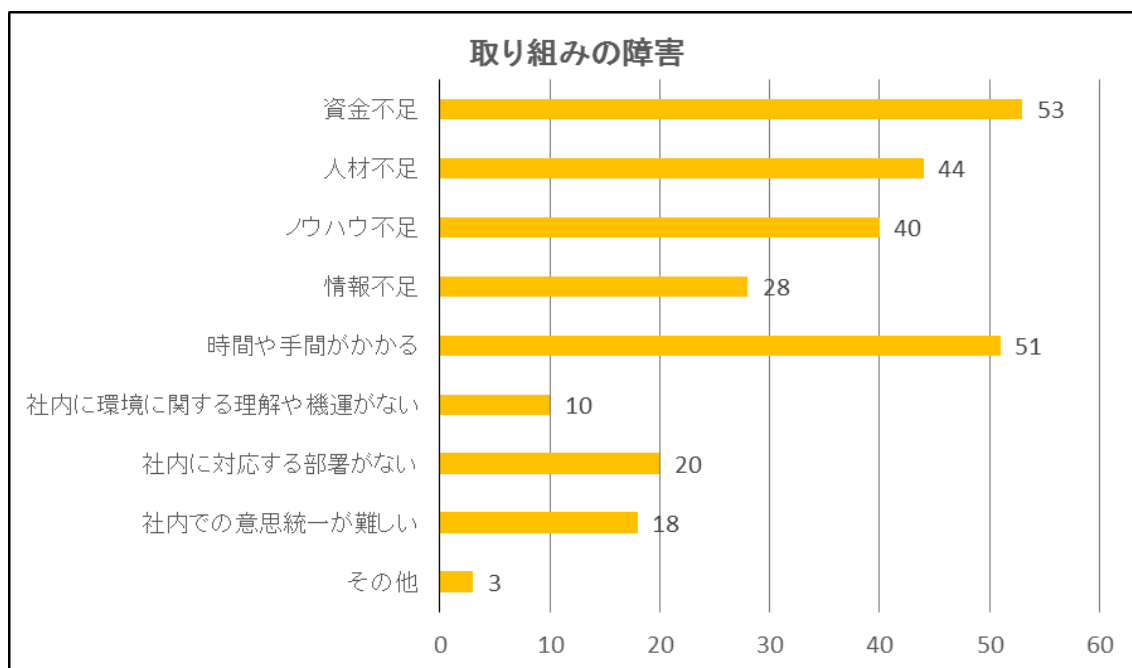
質問 3. 取り組む理由

- 前問のような環境活動に取り組む理由としては、「環境への配慮の必要性を感じているため」と「コスト削減につながるため」の回答が多くあげられ、環境への配慮の必要性は強く認識されていました。
- 「他社がやっているため」「ISO14001 等により取り組む必要性があるため」「取引企業や関連会社から求められているため」といった消極的な理由の回答は少ない反面、「今後のビジネスの拡大・発展につながるため」といった前向きな理由の回答も少ない結果となりました。



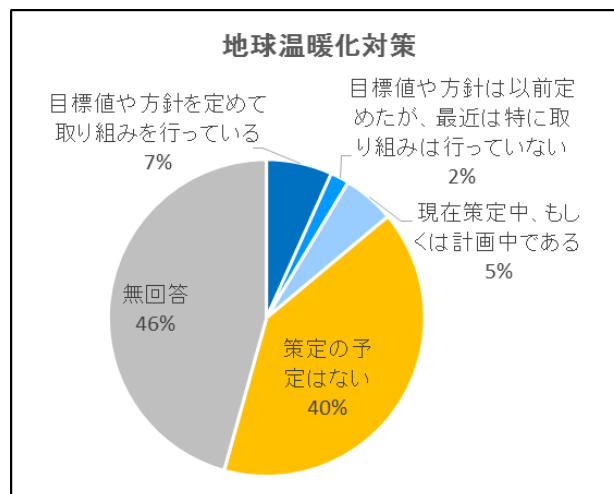
質問4. 取り組みの障害

- 取り組みの障害になっているものは、「資金不足」や「時間や手間がかかる」をあげた事業者が多くありました。
- 「社内に環境に関する理解や機運がない」「社内での意思統一が難しい」「社内に対応する部署がない」などの社内的な要因をあげた事業者は少なく、資金や時間等の問題が解決できれば、取り組みに対する潜在意識は高いことがうかがわれます。



質問 5. 地球温暖化対策

- 無回答が 46%、「策定の予定はない」が 40%で、過去も含めて何らかの対策を行った事業者は 14%で、地球温暖化対策の実践はあまりなされていない現状がうかがわれます。
- 一方、「質問 1. 環境問題への関心」では「省エネ、地球温暖化対策」の回答は 3 番目に多く、関心はあるものの計画的な取り組みはなされていないことが分かります。

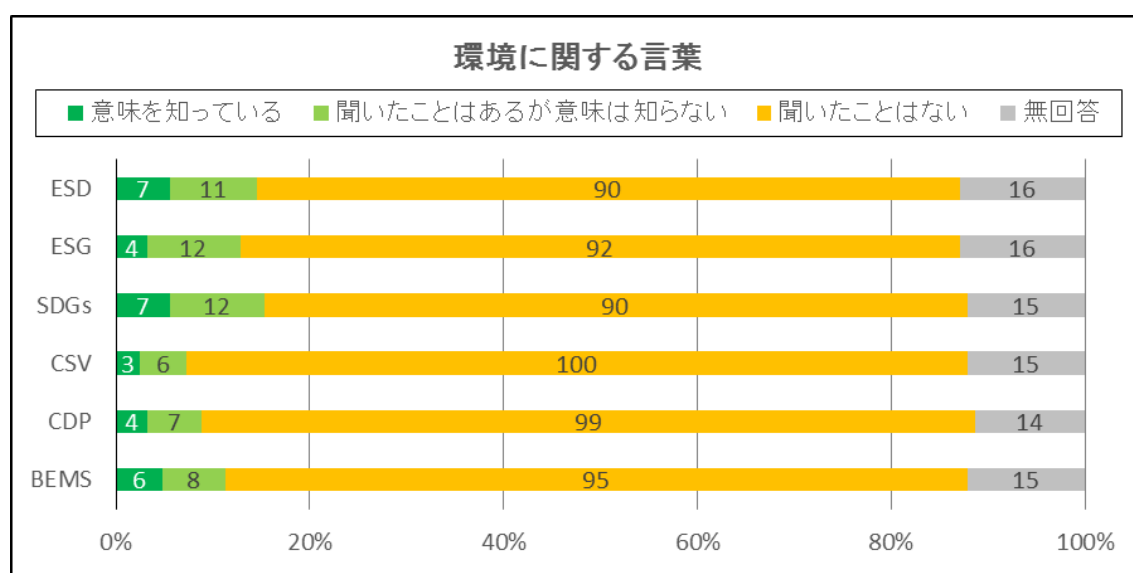


質問 6. 環境に関する言葉

- 近年、世界的な環境意識の高まりとともに、環境に関する様々な外来語が社会の中で使われています。本設問は、これらの用語の認知度を聞くことにより、現在のグローバル社会の中での事業者の環境意識を問うものです。
- どの用語についても、「聞いたことはない」の回答が圧倒的に多く、約 3/4 を占めています。「意味を知っている」「聞いたことはあるが意味は知らない」の回答は、多くても合わせて 15%程度と少数となっており、現在のグローバル社会の中での事業者の環境意識は低い結果となっています。
- 全般的に認知度が低い中で、相対的に認知度が高かったのは ESD と SDGs でした。逆に相対的に認知度が低かったのは CSV でした。

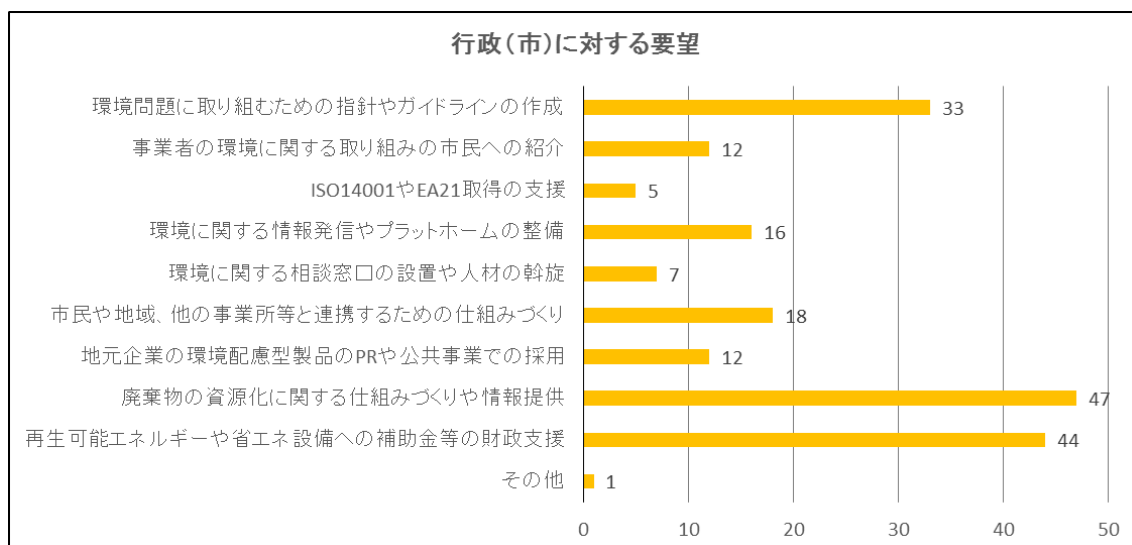
なお、各用語の意味・内容は以下のとおりです。

用 語	意味・内容
ESD：持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development)	環境、貧困、人権、平和、開発等の様々な社会問題に身近なところから取り組み、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
ESG：環境・社会・企業統治 (Environment Social Governance)	企業が、長期的に成長するために必要な3つの要素で、機関投資家の投資の意思決定において重要視される
SDGs：持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)	極度の貧困、不平等・不正義をなくし、地球のより良き将来を実現するために、2015年の国連総会で採択された今後15年間の具体的行動指針
CSV：共通価値の創造 (Creating Shared Value)	企業が、社会的なニーズや問題に取り組むことにより社会的価値を創造し、その結果、事業の経済的な価値もあわせて創造されること
CDP：カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (Carbon Disclosure Project)	機関投資家が関心を持つ企業の気候変動への取り組みに関する情報を収集し、分析・評価・公開する活動を行っている国際NGO
BEMS：ビルエネルギー管理システム (Building Energy Management System)	商用ビルにおいて、電力使用量の可視化、節電の為に機器制御、再生可能エネルギーや蓄電器の制御等を行うシステム



質問 7. 行政（市）に対する要望

- 行政（市）に対する要望で、突出して多かったのは「廃棄物の資源化に関する仕組みづくりや情報提供」と「再生可能エネルギーや省エネ設備への補助金等の財政支援」で、次いで「環境問題に取り組むための指針やガイドラインの作成」でした。廃棄物処理や省エネなどの事業と深くかかわる課題についての要望が多いことが分かります。
- 逆に少なかったのは、「ISO14001 や EA21 取得の支援」と「環境に関する情報発信やプラットフォームの整備」でした。ソフト面でのニーズは少ないと言えます。

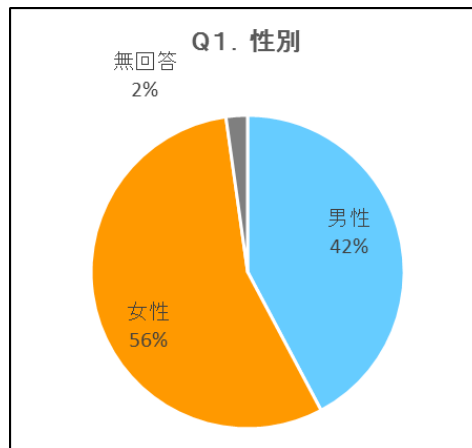


3. 中学生アンケート

(1) 対象者の属性

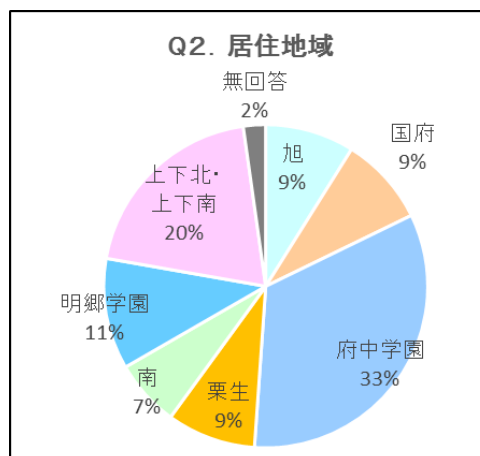
性 別

性別は、女性が 56%、男性が 42%（無回答 2%）となっています。



居住地域

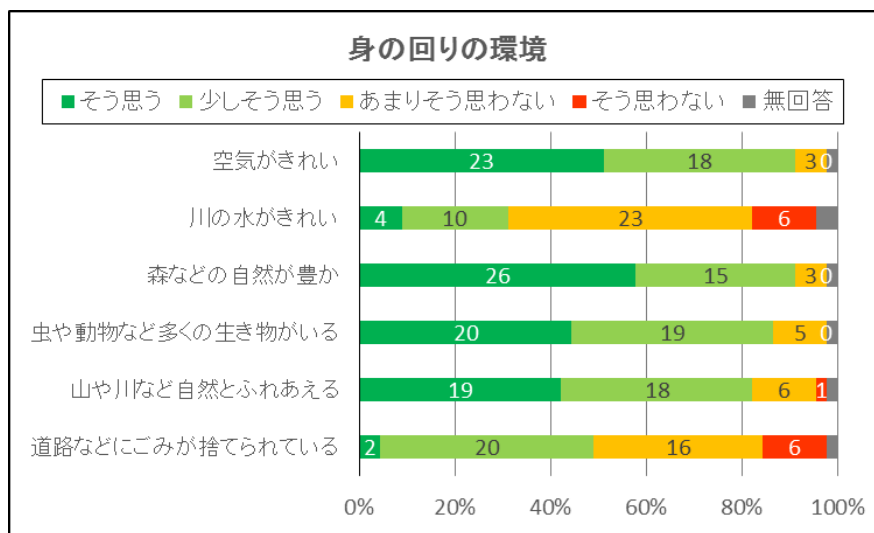
居住地域は、府中学園が 33%で最も多く、次いで上下北・上下南が 20%、明郷学園が 11%となっています。



(2) 設問

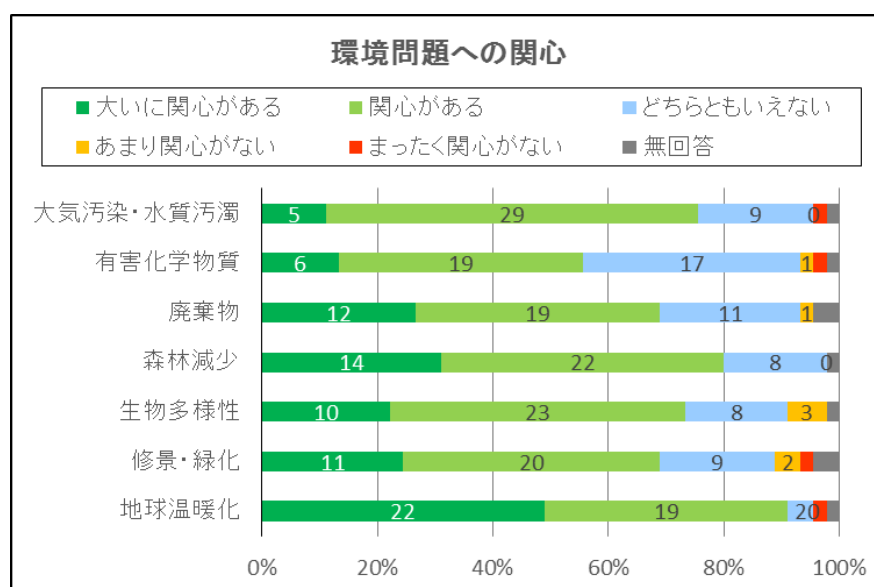
質問 1. 身の回りの環境

- 身の回りの環境では、高評価なものと低評価なものに評価が二分されました。
- 評価が高かったものは「森などの自然が豊か」「空気がきれい」「虫や動物など多くの生き物がいる」「山や川など自然とふれあえる」で、評価が低かったものは「川の水がきれい」でした。



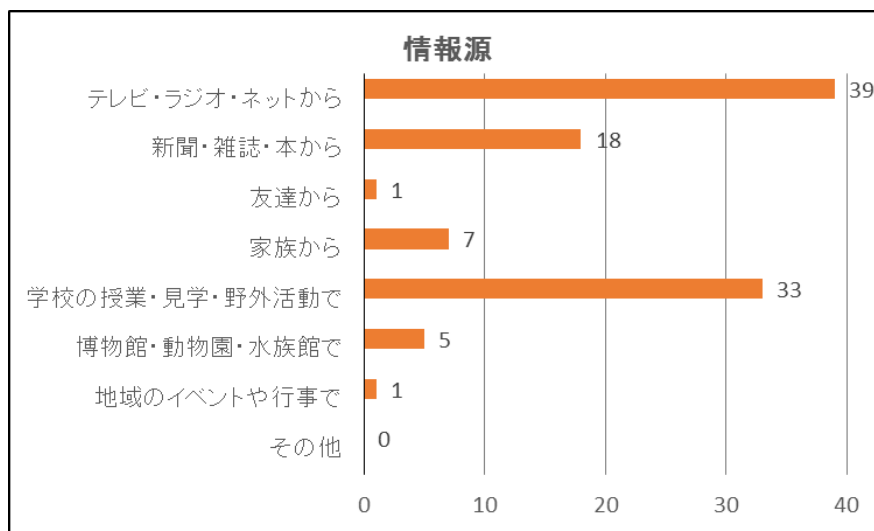
質問 2. 環境問題への関心

- 各項目とも総じて関心が高く、特に、「地球環境問題」への関心が高くなっています。
- 実生活ではあまり関わることのない「有害化学物質」は、相対的に関心が低くなっています。



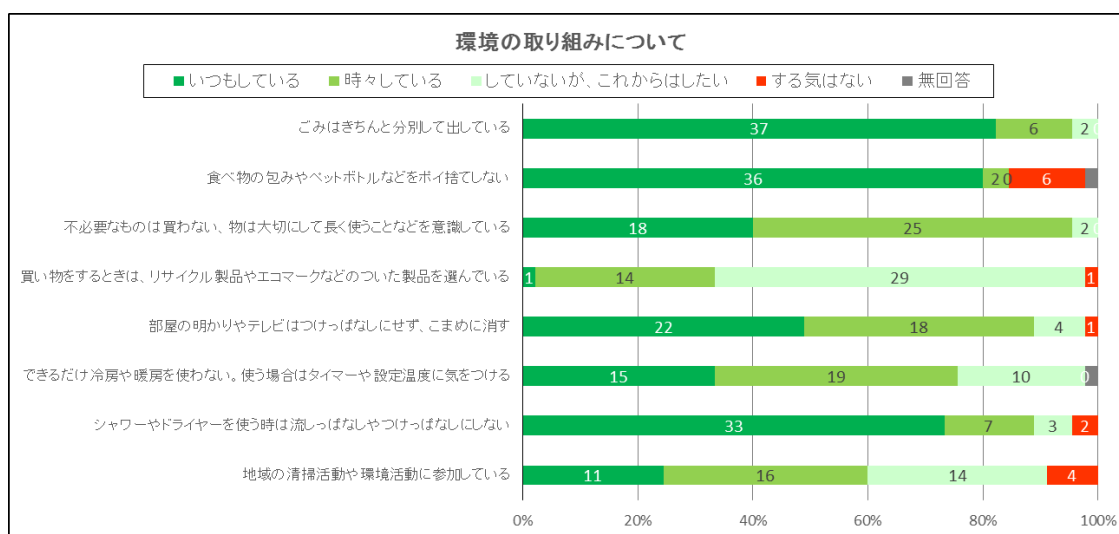
質問 3. 情報源

- 環境に関する情報源は、「テレビ・ラジオ・ネットから」と「学校の授業・見学・野外活動で」が突出しています。ネット社会でのマスコミのほか、学校の役割が大きいことが分かります。



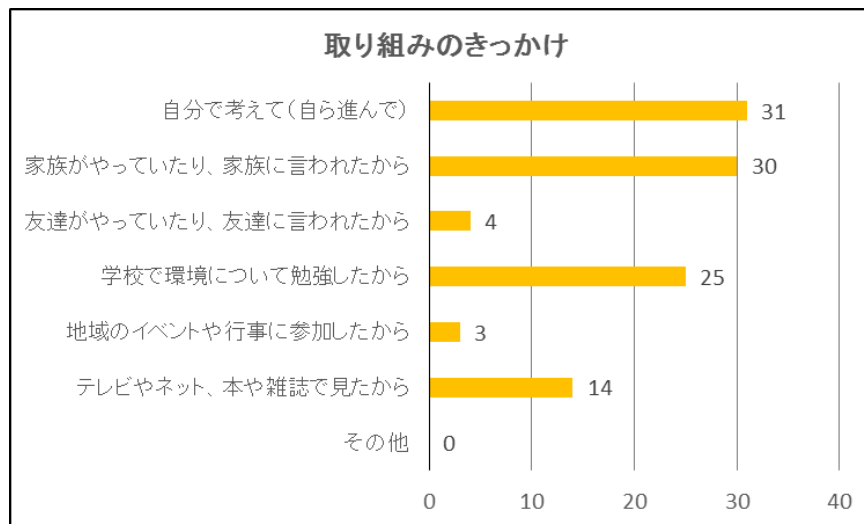
質問 4. 環境の取り組みについて

- 取り組みが多いものは、ごみの分別やポイ捨ての自粛、水道や電気の使いっぱなしの自粛があげられていますが、反面、ポイ捨ての自粛は「する気はない」という回答が最も多くなっています。
- 一方、取り組みが少ないものは、グリーン購入や環境活動への参加ですが、グリーン購入は、「していないが、これからはしたい」という回答が突出して多くなっています。



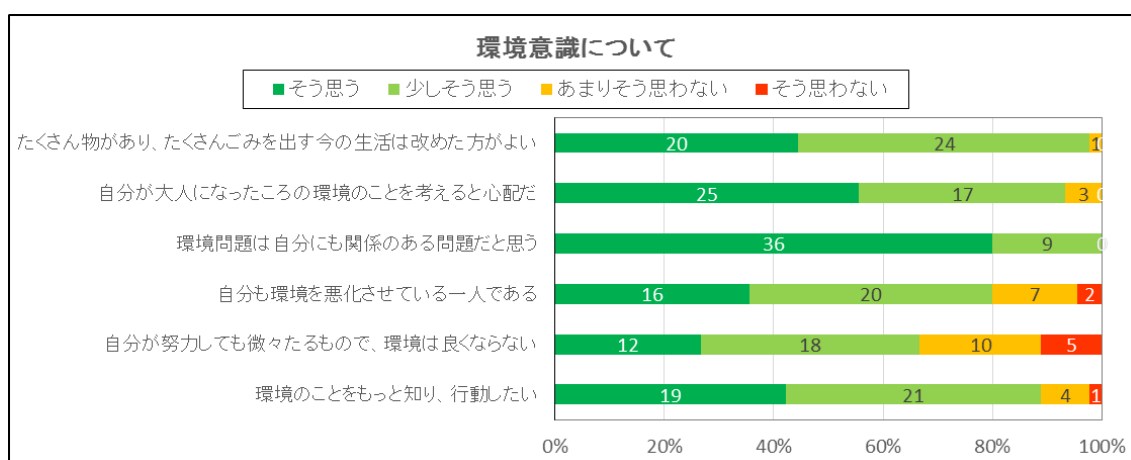
質問5. 取り組みのきっかけ

- 取り組みのきっかけは、「自分で考えて（自ら進んで）」「家族がやっていたり、家族に言われたから」「学校で環境について勉強したから」が多くなっています。
- 一方で、「地域のイベントや行事に参加したから」「友達がやっていたり、友達に言われたから」は少なくなっており、「質問3. 情報源」と同様の傾向が見られます。



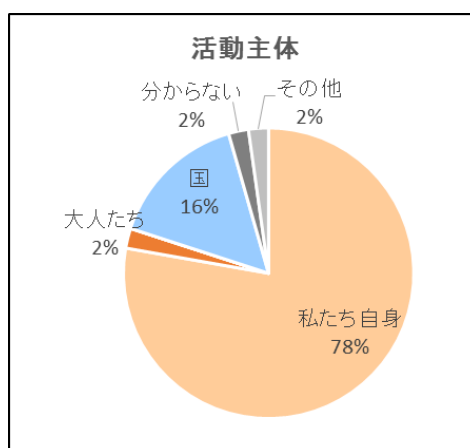
質問6. 環境意識について

- 各項目とも総じて意識が高く、特に、「環境問題は自分にも関係のある問題だと思う」意識は強く、「あまりそう思わない」「そう思わない」という回答はありませんでした。
- 相対的に意識が低かったのは、「自分が努力しても微々たるもので、環境は良くならない」と「自分も環境を悪化させている一人である」で、これらでは「あまりそう思わない」「そう思わない」という回答も多くありました。
- 「環境問題は自分にも関係のある問題だと思う」反面、「自分も環境を悪化させている一人である」という認識は低いことが分かります。



質問 7. 活動主体

- 環境保全・創造のために一番重要な役割を持っている主体については、「私たち自身」と 78%の子どもが答えており、環境を守り・つくり・育てていく意識は高いことがうかがわれます。
- 「ESD：持続可能な開発のための教育」や「SDGs：持続可能な開発目標」の理念に
てらしても、府中市の子どもたちは、今後、持続可能な社会を創造していく主体としての認識と素地があることがうかがえます。



ご回答いただく方についておたずねします。

この項目は、アンケートを分析するうえで必要となるものです。
該当するものを1つ選び、該当する番号に○印をつけてください。

(1) 性別

- ① 男性 ② 女性

(2) 年代

- ① 20歳代 ② 30歳代 ③ 40歳代 ④ 50歳代 ⑤ 60歳代
⑥ 70歳代以上

(3) 職業

- ① 会社員 ② 自営業 ③ 公務員 ④ 農林水産業
⑤ 学生・専門学校生 ⑥ 無職 ⑦ その他（ ）

(4) 世帯の人数

- ① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人 ⑤ 5人以上

(5) 居住地域 ※お住みになっている小学校区を○で囲んでください。

- ① 旭 ② 国府 ③ 府中学園 ④ 栗生 ⑤ 南 ⑥ 明郷学園
⑦ 上下北・上下南

(6) あなたのお住まいの周辺の状況

- ① 住宅地域 ② 商業地域 ③ 工業地域 ④ 田園・山林地域
⑤ その他（ ）

(7) 居住年数

- ① 1年未満 ② 1年以上～5年未満 ③ 5年以上～10年未満
④ 10年以上～30年未満 ⑤ 30年以上～50年未満 ⑥ 50年以上

(8) 住居形態

- ① 一戸建て ② 集合住宅（アパート・マンション等）

質問1. 生活環境の満足度について

あなたがお住まいの周辺の生活環境について、該当する欄に○印をつけてください。

項 目		満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
大 気	1) 空気のきれいさ					
水 質	2) 川のきれいさ					
土 壌	3) 土のきれいさ					
生活基盤	4) 上水道の整備					
	5) 下水道の整備					
	6) 道路の整備					
騒 音 振 動	7) 車・店舗・工事による騒音・振動					
	8) 近所の生活騒音					
悪 臭	9) 空気のおい					
廃棄物の 処 理	10) 廃棄物の不法投棄、野外焼却					
	11) ごみの分別収集、ごみ出しの状況					
環境美化	12) ポイ捨て、飼い犬のフンの放置					

質問2. 自然環境の満足度について

市全体を見渡した場合の自然環境について、該当する欄に○印をつけてください。

項 目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
1) 森林、田畑など緑の豊富さ					
2) 川など水とのふれあい					
3) 野鳥や昆虫、魚など様々な野生生物の生息					
4) 自然の景色やながめ					

質問3. 快適環境の満足度について

市全体を見渡した場合の快適環境について、該当する欄に○印をつけてください。

項 目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
1) きれいに清掃された空間（道路や公園）					
2) 街の緑化（公園や住宅の緑など）					
3) 水と親しめる水辺の整備					
4) 文化財や遺跡など歴史的遺産の豊富さ					
5) まちなみや自然の景観の美しさ					

質問4. 地球環境問題への関心について

次の地球規模での環境問題について、該当する欄に○印をつけてください。

項 目	大いに 関心がある	関心がある	どちら ともい えない	あまり 関心 がない	まったく 関心 がない
1) 地球温暖化					
2) オゾン層の破壊					
3) 酸性雨					
4) 森林の減少・砂漠化					
5) 有害廃棄物の越境移動					
6) 野生生物種の減少					
7) 海洋汚染					
8) 開発途上国の公害問題					

質問5. 環境に優しい取り組みについて

あなたの環境に優しい取り組みの実施状況について、該当する欄に○印をつけてください。

項 目	常に実施 している	時々実施 している	未実施だ が今後実 施したい	実施する 気はない
1) 汚れた鍋や皿は一度汚れをふき取ってから洗っている				
2) マイカー利用をできる限り自粛し、徒歩や自転車、公共交通機関を利用している				
3) 買物時には買物袋を持参し、レジ袋や過剰包装を断っている				
4) 再生品、詰替用製品を選んで購入している				
5) ごみをきちんと分別して出している				
6) 不必要なものは買わない、食べ残しをしないなど、ごみの減量に励んでいる				
7) 野外活動など外出先で出たごみは、きちんと持ち帰っている				
8) 野焼きや、野外でごみを燃やしたりしない				
9) 吸い殻やごみなどのポイ捨てはしない				
10) 自然観察やハイキングなど、自然とのふれあいの機会を持つようにしている				
11) ペットを適切に飼っている（散歩時のフンの処理、犬の鳴声など）				
12) 地域の清掃活動など環境美化活動へ参加している				
13) 自動車を運転するときは、アイドリングストップなどエコドライブに気をつけている				

14) 水道の水の出っぱなしに注意し、洗濯には風呂の残湯を利用するなど、水を節約している				
15) 電気はこまめに消し、使用していない電化製品はコンセントを抜いて電気を節約している				
16) 冷暖房機器は、適度な温度設定で使用している				
17) 電化製品は省エネ型を選んで購入している				
18) 太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入している				
19) エコマークなどの環境ラベルのついた製品を購入している				
20) 地域の環境イベントや環境に関する教室など環境教育・啓発活動へ参加している				

質問6. 家庭での省エネに関する意識について

1. 日頃から、家庭内で省エネルギーを意識して行動されていますか？

あてはまる番号1つに○を付けてください。

- ① 常に家族全員が心がけている ② 家族の誰かが心がけている
 ③ ときどき心がけている ④ あまり意識していない
 ⑤ その他(具体的に: _____)

2. 今後、省エネルギーを意識して生活することについて、どのように思いますか？

あてはまる番号1つに○を付けてください。

- ① 日頃から省エネルギーを実行しているため、これ以上は難しい
 ② 日頃から省エネルギーを実行しているが、まだ不十分だと思っている
 ③ 省エネルギーの重要性は分かるが、長続きしない
 ④ 特に省エネルギーを意識せず、現在の暮らしを維持したい
 ⑤ その他(具体的に: _____)

質問7. 環境保全活動への市民参加について

(問1) 今後、環境保全を進めていくうえで、行政、事業者の取り組みはもとより、市民の皆さんの参加がますます重要となってきますが、参加についてのあなたのお考えを次の

①～⑥の中から1つ選び、該当する番号に○印をつけてください。

- ①積極的に参加していきたい
 ②都合のつく範囲で参加していきたい
 ③興味のある活動であれば参加していきたい
 ④自分1人でなく、友達や仲間と一緒にあれば参加していきたい
 ⑤参加したいと思うが、忙しくてなかなか参加できない

⑥参加したいとは思わない ⇒次の(問2)へ

(問2) 問1で「⑥参加したいとは思わない」と回答された理由について、次の①～⑥の中から1つ選び、該当する番号に○印をつけてください。

- ① 環境保全活動に興味が無いから
- ② 参加しても結局何も変わらないと思うから
- ③ 日常生活が多忙であり、環境について考える余裕が無いから
- ④ 年齢・健康・体力的に無理だと思うから
- ⑤ 市民ではなく、行政や事業者が取り組むべきことだと思うから
- ⑥ その他（ ）

質問8. 府中市の環境の将来像について

あなたが考える府中市の環境の将来像について、次の①～⑧の中から3つ以内で選び、該当する番号に○印をつけてください。

- ① 川の水や空気がきれいで公害のないまち
- ② 廃棄物が少ない循環型社会のまち
- ③ 森林や多様な生き物とふれあえる自然豊かなまち
- ④ きれいな川や海など豊かな水に育まれた市
- ⑤ 住む人も訪れる人もともに気持ちの良いきれいなまち
- ⑥ 資源やエネルギーを大切に、地球温暖化防止に配慮したまち
- ⑦ みんなが環境保全活動に取り組む環境意識の高いまち
- ⑧ その他（ ）

質問9. 事業者（企業等）に期待する取り組みについて

今後、事業者（企業等）に取り組んで欲しいと思うことを、下記の①～⑧の中から3つ以内で選び、該当する番号に○をつけてください。

- ① 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの徹底した公害対策
- ② 事業活動で生じる廃棄物の削減
- ③ 緑や自然環境を大切にする取り組み
- ④ 地域住民との良好な関係の構築
- ⑤ 環境に優しい製品の導入・開発
- ⑥ 市民や団体による環境保全活動の支援
- ⑦ 地域の環境美化など率先した環境保全活動
- ⑧ その他（ ）

質問10. 行政（市）に期待する取り組みについて

今後、行政（市）に取り組んで欲しいと思うことを、下記の①～⑩の中から3つ以内で選び、該当する番号に○をつけてください。

- ① 条例等による規制強化
- ② ポイ捨てや不法投棄など廃棄物対策の充実
- ③ 川や森などの自然資源のさらなる活用
- ④ 道路や公園などの地域の清掃活動の充実
- ⑤ 地球温暖化対策の充実
- ⑥ 風力・太陽光などの再生可能エネルギーの積極的な導入
- ⑦ 環境関係の市民団体への支援の充実
- ⑧ 環境学習や環境イベントなどへの参加する場の提供
- ⑨ 市民に向けた環境に関する情報提供の充実
- ⑩ その他（ ）

自由記述

環境全般について、市へのご意見・ご要望等がございましたら、ご記入ください。



ご協力どうもありがとうございました。

貴社についておたずねします

(1) 業種

貴社の業種は以下のうちどれですか？

該当する番号に一つ〇印をつけてください。

- ① 農林水産業 ② 建設業 ③ 繊維工業 ④ 家具・装備品製造業
⑤ 印刷・同関連業 ⑥ 鉄鋼業 ⑦ 非鉄金属製造業 ⑧ 生産用機械器具製造業
⑨ その他製造業 ⑩ 卸売業・小売業 ⑪ 宿泊業・飲食サービス業
⑫ 生活関連サービス業・娯楽業 ⑬ 医療・福祉 ⑭ その他サービス業

(2) 従業員数

貴社の従業員数は以下のうちどれですか？（府中市内の事業所に勤務されている方の人数）

該当する番号に一つ〇印をつけてください。

- ① 10人未満 ② 10人～19人 ③ 20人～99人 ④ 100人～199人
⑤ 200人以上

(3) 法規制

貴社はどのような法規制の対象になっていますか？

該当する番号にいくつでも○印をつけてください。

- ① 水質汚濁防止法・大気汚染防止法による特定事業場
- ② 騒音規正法・振動規制法による特定事業場
- ③ 省エネ法による特定事業者・特定連鎖化事業者
- ④ 温対法による特定排出者
- ⑤ その他（ ）
- ⑥ 該当無し

質問1. 環境問題への関心

貴社はどのような環境問題に関心がありますか？

該当する番号にいくつでも○印をつけてください。

- ① 大気汚染、水質汚濁、騒音振動等の公害問題 ② 土壌汚染
- ③ アスベスト、PCB、フロン等の最近の環境汚濁物質 ④ 廃棄物処理
- ⑤ 生物多様性 ⑥ 緑化、修景 ⑦ 省エネ、地球温暖化対策
- ⑧ CSR活動※、環境保全活動 ⑨ ISO14001、EA21 ⑩ 環境学習
- ⑪ その他（ ）

※ 「Corporate Social Responsibility」の略で、「企業の社会的責任」とよばれる。企業も社会の一員として、持続可能な社会の構築に取り組む責任がある。

質問２．環境に関する取り組み

貴社は環境に関してどのような取り組みを行っていますか？

3つの項目のうち該当する項目に○印をつけてください。

項 目	現在取組んでいる	今後取組んでみたい	取組む予定はない
1) ISO14001の認証取得			
2) EA21の認証取得			
3) CSRの取り組み			
4) ISO26000※の取り組み			
5) 環境報告書の作成			
6) エコ検定やe-ラーニング等による社員の環境教育			
7) 冷暖房温度の設定や昼休みの消灯等の電気に関する省エネの取り組み			
8) 電力のピークカットやピークシフトによる電気に関する省エネの取り組み			
9) 省エネ機器の導入や機器設備の運用改善による省エネの取り組み			
10) 再生可能エネルギーによる発電やグリーン電力の購入			
11) マイカー通勤の自粛やエコドライブの奨励等の車利用に関する省エネの取り組み			
12) コピー用紙の削減やごみの分別等のごみの減量化や再資源化の取り組み			
13) 原材料や消耗品・事務用品に関するグリーン購入			
14) LCA（ライフサイクルアセスメント）やゼロエミッションに配慮した製品製造			
15) 事業所やその周辺の緑化や清掃等の環境美化活動			
16) 出前授業や見学受入等の環境学習活動			

※ ISO26000は、組織のCSR（社会的責任）に関する国際規格。ISO26000は、認証規格ではなく、CSRに関する手引きである。

質問3. 取り組む理由

「質問2」のような環境に関する取り組みを行っているのはなぜですか？

該当する番号にいくつでも○印をつけてください。

- ① 他社がやっているため
- ② 取引企業や関連会社から求められているため
- ③ 法律等で義務づけられているため
- ④ 周辺住民と良好な関係を維持するため
- ⑤ ISO14001 等により取り組む必要性があるため
- ⑥ 会社や自社製品のイメージアップのため
- ⑦ コスト削減につながるため
- ⑧ 今後のビジネスの拡大・発展につながるため
- ⑨ 環境への配慮の必要性を感じているため
- ⑩ 企業の社会的責任だから
- ⑪ その他（ ）

質問4. 取り組みの障害

「質問2」のような環境に関する取り組みを行う上で、どのような障害がありますか？

該当する番号にいくつでも○印をつけてください。

- ① 資金不足 ② 人材不足 ③ ノウハウ不足 ④ 情報不足
⑤ 時間や手間がかかる ⑥ 社内に環境に関する理解や機運がない
⑦ 社内に対応する部署がない ⑧ 社内での意思統一が難しい
⑨ その他（ ）

質問5. 地球温暖化対策

貴社は自社の温室効果ガス排出削減について、目標や方針を定めて取り組みを行っていますか？該当する番号に一つ〇印をつけてください。

- ① 目標値や方針を定めて取り組みを行っている
- ② 目標値や方針は以前定めたが、最近は特に取り組みは行っていない
- ③ 現在策定中、もしくは計画中である
- ④ 策定の予定はない

質問6. 環境に関する言葉

近年は社会的に環境意識が高まり、環境に関する様々な新しい言葉が使われています。次の言葉はご存知ですか？3つの項目のうち該当する項目に○印をつけてください。

言葉	意味を知っている	聞いたことはある が意味は知らない	聞いたことはない
1) ESD (Education for Sustainable Development)			
2) ESG (Environment Social Governance)			
3) SDG s (Sustainable Development Goals)			
4) CSV (Creating Shared Value)			
5) CDP (Carbon Disclosure Project)			
6) BEMS (Building Energy Management System)			

質問7. 行政（市）に対する要望

今後、行政（市）に推進して欲しいと思う環境施策は何ですか？

該当する番号にいくつでも○印をつけてください。

- ① 環境問題に取り組むための指針やガイドラインの作成
- ② 事業者の環境に関する取り組みの市民への紹介
- ③ ISO14001やEA21取得の支援
- ④ 環境に関する情報発信やプラットフォームの整備
- ⑤ 環境に関する相談窓口の設置や人材の斡旋
- ⑥ 市民や地域、他の事業所等と連携するための仕組みづくり
- ⑦ 地元企業の環境配慮型製品のPRや公共事業での採用
- ⑧ 廃棄物の資源化に関する仕組みづくりや情報提供
- ⑨ 再生可能エネルギーや省エネ設備への補助金等の財政支援
- ⑩ その他（ ）

自由記述

環境に関するご意見・ご要望等がございましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

あなたについておたずねします

該当する番号に○印をつけてください。

(1) 性別

- ① 男性 ② 女性

(2) あなたが住んでいる小学校区を○で囲んでください。

- ① 旭 ② 国府 ③ 府中学園 ④ 栗生 ⑤ 南 ⑥ 明郷学園
⑦ 上下北・上下南

質問1. 身の回りの環境

あなたは身の回りの環境について、どう思っていますか？ 該当する欄に○印をつけてください。

項 目	そう思う	少しそう思う	あまり そう思わない	そう思わない
1) 空気がきれい				
2) 川の水がきれい				
3) 森などの自然が豊か				
4) 虫や動物など多くの生き物がいる				
5) 山や川など自然とふれあえる				
6) 道路などにごみが捨てられている				

質問2. 環境問題への関心

あなたが関心のある（興味がある、心配している）環境問題は何ですか？ 該当する欄に○印をつけてください。

項 目	大いに 関心がある	関心がある	どちらとも いえない	あまり 関心がない	まったく 関心がない
1) 大気汚染・水質汚濁 （空気や水が汚くなること）					
2) 有害化学物質 （有害な化学物質が増えること）					
3) 廃棄物 （ごみが増えること）					
4) 森林減少 （森が少なくなってしまうこと）					
5) 生物多様性 （野生生物の種類や数が減ること）					
6) 修景・緑化 （街の緑や美しさが失われること）					
7) 地球温暖化 （地球の気温が上がること）					

質問3. 情報源

「質問2」のような環境問題に関すること何から知りましたか？ 該当する欄に○印をつけてください。（○はいくつでも）

- ① テレビ・ラジオ・ネットから ② 新聞・雑誌・本から ③ 友達から
④ 家族から ⑤ 学校の授業・見学・野外活動で ⑥ 博物館・動物園・水族館で
⑦ 地域のイベントや行事で ⑧ その他（ ）

質問4. 環境の取り組みについて

あなたは日頃、環境についてどんな取り組みをしていますか？ 該当する欄に○印をつけてください。

項 目	いつも している	時々 している	していない が、これか らはしたい	する気は ない
1) ごみはきちんと分別して出している				
2) 食べ物の包みやペットボトルなどをポイ捨てしない				
3) 不必要なものは買わない、物は大切に 長く使うことなどを意識している				
4) 買い物をするときは、リサイクル製品や エコマークなどのついた製品を選んでいる				
5) 部屋の明かりやテレビはつけっぱなしに せず、こまめに消す				
6) できるだけ冷房や暖房を使わない。使う 場合はタイマーや設定温度に気をつける				
7) シャワーやドライヤーを使う時は流しっ ぱなしやつけっぱなしにしない				
8) 地域の清掃活動や環境活動に参加している				

質問5. 取り組みのきっかけに

「質問4」で「いつもしている」「時々している」「していないが、これからはしたい」と回答した人に質問します。あなたがそのようなことを始めたのはなぜですか？ 該当する欄に○印をつけてください。（○はいくつでも）

- ① 自分で考えて（自ら進んで）
- ② 家族がやっていたり、家族に言われたから
- ③ 友達がやっていたり、友達に言われたから
- ④ 学校で環境について勉強したから
- ⑤ 地域のイベントや行事に参加したから
- ⑦ テレビやネット、本や雑誌で見たから
- ⑨ その他（ ）

質問6. 環境意識について

あなたは次のようなことについて、どう思いますか？ 該当する欄に○印をつけてください。

項 目	そう思う	少しそう思う	あまり そう思わない	そう思わない
1) たくさん物があり、たくさんごみを出す今の生活は改めた方がよい				
2) 自分が大人になったころの環境のことを考えると心配だ				
3) 環境問題は自分にも関係のある問題だと思う				
4) 自分も環境を悪化させている一人である				
5) 自分が努力しても微々たるもので、環境は良くならない				
6) 環境のことをもっと知り、行動したい				

質問7. 活動主体

環境を守り・つくり・育てていくためには、いろいろな人が協力しなければなりません
が、次のうちだれが一番重要な役割を持っていると思いますか？ 該当する欄に○印をつけてください。（○は一つ）

- ① 私たち自身 ② 大人たち ③ 学校 ④ 企業 ⑤ 市役所 ⑥ 国
⑦ わからない ⑧ その他（ ）

自由記述

環境について、あなたの考えや意見があれば書いてください。

[illegible]

アンケートはこれで終わりです。ご協力どうもありがとうございました。

改正

平成15年12月24日条例第55号

府中市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 各主体の連携及び責務（第4条—第7条）

第3章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等についての基本方針（第8条）

第2節 環境に関する基本的な計画の策定（第9条・第10条）

第3節 良好な環境の保全と創造のための基本施策（第11条—第13条）

第4節 良好な環境の保全と創造を推進するための施策（第14条—第22条）

第4章 環境審議会（第23条）

附則

前文

府中市は、緑の豊かな丘陵と芦田川を代表とする大小の清流に恵まれ、また、それらの自然が織りなす穏やかで変化に富んだ景観が見られた。

こうした恵まれた自然環境のもとで、先人たちは、生活を営み、歴史的な文化を育み、産業を興し、住みよい都市を築きあげる努力を続けてきた。

近年、産業の発展及び科学技術の進展による利便性と物質的な豊かさを求める一方、資源、エネルギーの大量消費に伴う環境汚染及び自然環境の破壊等、環境への負荷が増大し、人類の生存を脅かす可能性も出てきている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利の確保に努め、より良い環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

そのため、私たちは、環境の現実を直視し、先人たちが知恵と工夫により培ってきた生活の歴

史に学びながら、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいかなければならない。

このような認識のもと、府中市、市民及び事業者が協力しあい、より良好な環境を保全し創造しつつ、これを将来の世代に引き継いでいくために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、府中市の自然及び文化を生かし、良好な環境の保全と創造のために、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者が互いに連携して、それぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活を営むことが可能な生活環境、自然環境並びに歴史及び文化環境のことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全と創造のためには、市民すべてが、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営む権利が実現されることを旨とし、市、市民及び事業者の公平な役割分担により、良好な環境を将来に引き継いでいかなければならない。

2 良好な環境の保全と創造のためには、多様な生物が生息できる豊かな自然環境が、守り育てられるとともに、身近な自然を大切にする情緒及び心を養い、自然とのふれあいを深めることにより、人と自然の共生が実現されなければならない。

3 良好な環境の保全と創造のためには、永い年月の中で蓄積・醸成された歴史的・文化的資源の発見、保存及び活用によって、自然環境、市民生活の向上等との整合性を保ちつつ魅力的な

都市（まち）づくりが図られなければならない。

- 4 良好な環境の保全と創造のためには、資源が有限であり、環境の復元力にもまた限界があることを認識して、お互いが環境への負荷を低減していく努力を続けることにより、持続的発展が可能な社会の実現に努めなければならない。

第2章 各主体の連携及び責務

（地域の各主体の連携）

- 第4条** 市、市民及び事業者は、それぞれの役割の中で良好な環境の保全と創造についての責務を果たすとともに、互いに公平かつ対等の立場で連携していかなければならない。

（市の責務）

- 第5条** 市は、第3条に規定する良好な環境の保全と創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、良好な環境の保全と創造のため、必要な調査及び研究を実施しなければならない。
- 3 市は、前2項に定めるもののほか、基本理念にのっとり、市民、事業者等が行う良好な環境の保全と創造についての事業及び活動（以下「環境保全活動」という。）に協力しなければならない。

（市民の責務）

- 第6条** 市民は、基本理念にのっとり、住みよい生活環境を築くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことがないように配慮するとともに、日常生活においても資源及びエネルギー等の使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、市が行う良好な環境の保全と創造に関する施策並びに事業者が行う環境保全活動に協力しなければならない。

（事業者の責務）

- 第7条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動にともない良好な環境を阻害することがないように、適切な措置を講ずるとともに、積極的な環境保全対策を推進するものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、資源、エネルギー等の有効的利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル等を推進することにより、環境への負荷を低減するように努

めるものとする。

- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市が行う良好な環境の保全と創造に関する施策及び市民が実施する環境保全活動に協力しなければならない。

第3章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等についての基本方針

(環境への配慮)

第8条 市は、自らが策定し、実施するすべての施策の基本に環境への配慮を置き、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、その影響が低減されるよう配慮しなければならない。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講じるように努めるものとする。

第2節 環境に関する基本的な計画の策定

(環境基本計画)

第9条 市長は、良好な環境の保全と創造のための施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、環境の保全と創造のための長期的な目標、施策の方向及び指針、その他の重要事項を定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、府中市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の十分な意見が反映できるような措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表し、市民等に周知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合に努めなければならない。

第3節 良好な環境の保全と創造のための基本施策

(快適な生活環境の確保)

第11条 市は、優しさを大切にし安らぎを分かちあう都市（まち）づくりを目指し、快適な生活環境を確保するために、大気・水・土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に維持するとともに、生活の場における安全性の確保及び健康の保護・増進のために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、快適な生活環境の確保のための活動が地域において自主的に展開されるように、情報の提供、普及啓発、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（生物等の生育環境に配慮した自然環境の保護）

第12条 市は、多様な生物が生態系の破壊等の影響を受けることなく生育していける自然環境を保全し、及び保護するために、地域の自然的・社会的条件に応じて自然環境を体系的に保全できるように努めるとともに、公園その他の公共的施設を整備し、及び自然とのふれあいを広げるための事業の推進を図るために、必要な措置を講ずるものとする。

（歴史及び文化環境の特性を生かした都市（まち）づくり）

第13条 市は、良好な環境の保全と創造のため、歴史的・文化的資源を大切にする事業の推進に必要な措置を講ずるとともに、先人から引き継いだ伝統及び文化の継承が生活に文化的な潤いと深みを持たせるとの認識のもと、環境学習において自然環境と調和した歴史的・文化的資源を活用するための措置を講ずるものとする。

第4節 良好な環境の保全と創造を推進するための施策

（資源の循環利用等の促進）

第14条 市は、廃棄物の減量及び資源の循環的利用について、市民及び事業者が行う活動が促進されるように、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講じなければならない。

（環境学習及び環境教育の推進）

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全と創造について理解を深め、環境に配慮した生活及び事業活動が自主的に推進されるように、環境についての学習及び教育の振興について必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境についての理解が人間形成のうえで極めて重要であることから、家庭、学校及び

地域において学習が推進されるように、情報の提供、広報活動の充実、資料の提供、学習の場の確保等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(規制的措施)

第16条 市は、市民及び事業者に対して公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

2 市は、前項に定めるもののほか、人の健康又は生活環境に関する環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

3 市は、この基本条例の施行にともなって、前2項の措置を講ずるうえで必要な個別の条例等を別に定めることができる。

(経済的措施)

第17条 市は、市民又は事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設を整備する等の必要な措置をとるよう誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、必要があるときは、これらの市民及び事業者に対し、経済的な助成を行い、又は経済的な負担を求めることができる。

(事業者の環境監視の推進)

第18条 市は、事業者自らが環境への負荷の低減について目標を定め、計画的に目標の達成を図るための活動を推進し、その実施状況の点検及び評価を行うとともに、的確な監査が行えるように、情報の提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第19条 市は、生活環境及び自然環境の保全のために、事業者と事業活動に関して公害防止又は環境保全のための協定（以下「協定等」という。）を締結することができる。

2 協定を締結した事業者は誠意を持って、当該協定を遵守しなければならない。

(年次報告書の作成)

第20条 市は、調査した環境の状況、良好な環境の保全と創造に関して講じた施策等について年次報告書を作成して公表しなければならない。

(環境保全に関する施設の整備)

第21条 市は、良好な環境の保全と創造のために、必要があれば公共的施設を創設し、又は整備

するための措置を講ずることができる。

(環境保全に関する体制の整備)

第22条 市は、良好な環境の保全と創造のために、必要があれば人的な体制を整備するための措置を講ずることができる。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第23条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、府中市の良好な環境の保全と創造に関する基本的な事項について、調査し、及び審議するために、府中市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項その他良好な環境の保全と創造に関する基本的な事項について調査審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 審議会の委員は、環境問題に関し優れた識見を有し、かつ公平に判断をなし得る者のうちから市長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会は、第2項に規定する事項に関して、市長に答申することができる。
- 7 環境基本計画の一部又は全部の改正については、前項を準用する。
- 8 審議会の組織及び運営については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(上下町の編入に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される環境審議会委員の任期は、第23条第5項の規定にかかわらず、平成17年9月30日までとする。

附 則（平成15年12月24日条例第55号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

改正

平成15年 3 月28日規則第26号

平成23年11月15日規則第30号

平成28年 1 月 8 日規則第 1 号

平成28年 3 月31日規則第28号

府中市環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、府中市環境基本条例（平成13年府中市条例第18号）第23条第 8 項の規定に基づき、府中市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、建設産業部環境整備課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 審議会の委員が委嘱された後の最初に招集すべき会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成15年3月28日規則第26号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月15日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月8日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

府中市環境審議会委員名簿

平成 29 年 8 月 1 日現在

任期 3 年： 平成 27 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

選出区分	所 属	役職・氏名
学識経験者	福山大学工学部	教授 田辺 和康
	広島県 東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	課長 有馬 明彦
議会	府中市議会議員	大本 千香子
	府中市議会議員	高山 詳次
	府中市議会議員	山口 康治
事業所	旭スチール工業株式会社	代表取締役 山本 富造
	高橋工芸株式会社	代表取締役 高橋 正美
市民団体	府中市町内会連合会	会長 西奥 忠則
	公衛連	会長 花田 博義
	府中市女性連合会	会長 河村 節子
	本山町「安全安心のまちづくり」委員会	会長 有永 幸則

平成 29 年度府中市環境審議会開催経過

	日時・場所	内 容
第 1 回	平成 29 年 9 月 29 日 (金) 14:00～16:30 府中市クリーンセンター	会長選出 基礎調査・意識調査結果の報告 「環境の目標」と「基本目標」の検討
第 2 回	平成 29 年 12 月 18 日 (月) 14:00～16:00 府中市クリーンセンター	施策・重点プロジェクトの検討 推進体制と進行管理の検討 素案の検討
第 3 回	平成 30 年 3 月 13 日 (火) 14:00～16:00 府中市クリーンセンター	パブリックコメントへの対応の報告 最終案の承認



写真 審議会風景(左から第 1 回、第 2 回、第 3 回)